

成長産業・T P P 対策特別委員会会議録

平成25年 5 月16日

場 所 第4 委員会室

平成25年5月16日(木曜日)

午前10時2分開会

会議に付託された議案等

概要説明

総合政策部、環境森林部、農政水産部

1. TPP(環太平洋パートナーシップ)協

定の概要と本県への影響試算

2. みやざきフードビジネス振興構想につい
て

3. 宮崎県新エネルギービジョンについて

協議事項

1. 委員会の調査事項について

2. 調査活動方針・計画について

3. 県内調査について

4. 次回委員会について

5. その他

出席委員(12人)

委員	長	岩	下	斌	彦
副委員	長	星	原		透
委員		緒	嶋	雅	晃
委員		坂	口	博	美
委員		中	野	廣	明
委員		右	松	隆	央
委員		山	下	博	三
委員		鳥	飼	謙	二
委員		新	見	昌	安
委員		田	口	雄	二
委員		岡	師	博	規
委員		徳	重	忠	夫

欠席委員(なし)

委員外議員 福田 作 弥

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長 土持 正 弘

総合政策部次長
(政策推進担当) 永 山 英 也

部 参 事 兼
総合政策課長 金 子 洋 士

フードビジネス推進課長 井 手 義 哉

環境森林部

部 参 事 兼
環境森林課長 川 野 美 奈 子

山村・木材振興課長 河 野 憲 二

山村・木材振興課
みやざきスギ活用推進室長 石 田 良 行

商工観光労働部

産 業 振 興 課 椎 重 明

産 業 振 興 課
産業集積推進室長 富 山 幸 子

農政水産部

農政企画課長 鈴 木 大 造

地域農業推進課長 向 畑 公 俊

地域農業推進課
連携推進室長 大久津 浩

農産園芸課長 日 高 正 裕

農村計画課長 宮 下 敦 典

農村整備課長 河 野 善 充

水産政策課長 成 原 淳 一

畜産振興課長 押 川 晶

事務局職員出席者

政策調査課主幹 松 浦 好 子

議事課主査 松 本 英 治

岩下委員長 おはようございます。それでは、

ただいまから成長産業・T P P対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります、ただいま御着席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります、お手元に配付の日程(案)をごらんください。

本日は、委員会設置後、初の委員会でありますので、当委員会の設置目的に関する現状等につきまして、総合政策部、農政水産部及び環境森林部により概要説明をいただいた後、調査事項及び調査活動方針・計画について御協議をいただきたいと思っております。

なお、当委員会はテーマが大きいため、今後御協議いただく調査事項の案件が非常に重要だと考えております。そこで、概要説明をいただいた後の質疑の時間は20分程度にとどめ、委員協議の時間を1時間ほどとりたいと考えているのですが、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時5分再開

岩下委員長 委員会を再開いたします。

本日は、総合政策部、農政水産部、環境森林部及び商工観光労働部においでいただきました。

初めに、一言御挨拶を申し上げます。

私は、この委員会の委員長に選任されました、串間市選出の岩下斌彦でございます。

私ども12名がさきの臨時県議会で委員として選任され、今後1年間、調査活動を実施していくことになりました。

本県の経済の活性化のためには、本県の特色や強みを生かした成長産業を確立させ、それを伸ばしていくことが大変重要だと考えます。

また、現在、T P P協定という大きな国の動きがありますが、県民の生活に悪影響を及ぼさないように、宮崎県議会としての対応策について検討していきたいと考えております。

当委員会の担う課題を解決するために努力してまいりたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

次に、委員を紹介いたします。

最初に、私の隣が都城市選出の星原透副委員長です。

続きまして、皆様から見て左側から、西臼杵郡選出の緒嶋雅晃委員です。

児湯郡選出の坂口博美委員です。

東諸県郡選出の中野廣明委員です。

都城市選出の山下博三委員です。

宮崎市選出の右松隆央委員です。

続きまして、皆様から見て右側から、宮崎市選出の鳥飼謙二委員です。

宮崎市選出の新見昌安委員です。

延岡市選出の田口雄二委員です。

児湯郡選出の図師博規委員です。

都城市選出の徳重忠夫委員です。

以上で委員の紹介を終わります。

執行部の皆さんの紹介につきましては、出席者名簿をいただいておりますので、省略していただいても結構でございます。

それでは、概要説明をお願いいたします。

土持総合政策部長 おはようございます。総合政策部長の土持でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、総合政策部、それから環境森林部、農政水産部、加えまして商工観光労働部からも関係課長が参っております。大勢で参っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

近年の本県の経済でございますけれども、皆様も御承知のとおり、全国的な景気低迷に加えて、平成22年の口蹄疫を初めとした各種災害の影響等によりまして大変厳しい状況にありましたけれども、全体といたしまして持ち直しの動きが、弱い状況にあるものの、一部では明るい動きが広がりつつあるといったような報道がなされているところでございます。

加えまして、宮崎牛の全国和牛能力共進会2連覇や東九州自動車道の一部開通が前倒しされて、全線開通が目前に迫るなど、明るい兆しが見え始めております。

これらの景気回復の芽を力強い成長に結びつけるために、本年2月に、復興から新たな成長に向けた基本方針、これを策定いたしまして、本県の強みを生かした成長産業を核といたしまして、本格的な回復と将来への揺るぎない産業基盤の構築を図ることといたしております。

また、TPPにつきましては、さまざまな面において県民の生活に影響を与え、特に本県の基幹産業であります第1次産業への深刻な打撃が予想されますことから、知事を本部長といたしますTPP協定対策本部を立ち上げまして、全庁的に対応することといたしております。

県といたしましては、成長産業、TPPのいずれにつきましても全庁的に取り組みますことはもちろんのこと、市町村や関係団体と連携い

たしまして積極的に取り組んでまいる所存でございますので、岩下委員長さんを初め、委員の皆様方の御指導、御支援を賜りますようよろしくをお願いいたします。

それでは、座らせていただきまして、説明させていただきます。

それでは、今回報告をさせていただきます項目について御説明をいたします。

お手元にお配りしております「委員会資料」、めくっていただきまして、資料の目次をごらんいただきたいと思っております。

今回は、御指示のありましたTPP、フードビジネス、新エネルギーについて、その概要を御説明することといたしております。

まず、総合政策部と農政水産部から、TPP協定の概要と本県への影響試算について、次に、総合政策部から、みやざきフードビジネス振興構想について、最後に、環境森林部から、宮崎県新エネルギービジョンについて、それぞれ御説明をいたします。

詳細につきましては、それぞれの担当課長に説明させますので、よろしくをお願いいたします。

私からは以上でございます。

金子総合政策課長 それでは、お手元の「委員会資料」、TPP協定の概要と本県への影響試算につきまして、私のほうから御説明をさせていただきます。

1番にございますとおり、概要につきましては既に御案内かと思っておりますが、アジア太平洋地域におきます参加国相互の経済連携を促すということで、市場アクセス分野のみならず、非関税分野、投資でありますとか、政府調達でありますとか、そのようなさまざまな非関税面を含む総合的な、包括的な自由貿易協定の一つとい

うこととございます。

2段目に書いてございますとおり、自由化の水準は、これまでのEPAと比べますと極めて高いというふうに考えられておりまして、今部長からもございましたとおり、本県の基幹産業であります農林水産業への影響が懸念されるところでございます。

2に、国の動向ということで整理してございますが、記載のとおり、3月15日、安倍首相が交渉参加を表明というのが一つの大きなターニングポイントになったところでございまして、2つ目のポツにございますとおり、センシティブ品目への特別な配慮などによりまして、悪影響を最小限にとどめること。そして、守るべきものは守り、攻めるものは攻めて、国益にかなう最善の道を追求すること。そして、あらゆる努力によりまして、日本の「農」と「食」を守ること。そして、状況の進展に応じまして、丁寧に情報提供していきますということを表明なさったところでございます。

それとあわせまして、(2)にありますとおり、統一試算ということで、GDPへの経済効果はプラスの0.6%、プラス3.2兆円ということでございますが、その下にありますとおり、農林水産物の生産減少額が3兆円程度マイナスというところが出たところでございます。

さらに、本県の対応を記載してございます。3月5日に、総理の参加表明前でございますが、いろいろ動きが慌ただしくなってきたということもございまして、知事を本部長といたします、「宮崎県TPP協定対策本部」を設置いたしました。その席におきまして、知事のほうから、情報、対策等をしっかり全庁的に共有していこうということと、県内の各団体の動向、意見等についてももしっかり収集して、対策を検討して

いくんだという訓示がされたところでございます。

それを受けまして、3月7日でございましたけれども、知事、それから当時の外山議長、それからJAの会長とともに、林農林水産大臣を初め、あるいは県関係の国会議員の皆様方に対する緊急の要望活動を実施したところでございます。

箱の中に書いてございますけれども、十分な情報提供、それから関係事業者との丁寧な意見交換、そして国民的合意を形成していくこと、そして拙速な参加表明は回避していただきたいこと、これらを強く要望したところでございましたが、さきの3月15日に総理の表明があったということでございます。

また、それを受けまして、3月19日に2回目の会議を開催をいたしました。この席で、2つ目にございますとおり、本県農林水産物の影響額試算を公表したところで、1,254億円の影響があるということでございます。これにつきましては、後ほど農政企画課のほうから御説明をさせていただきます。

そして、3月22日に、知事は再び緊急要望活動という形で実施をしたところでございます。

4点書いてございますけれども、的確な情報提供と地方との十分かつ丁寧な対話。さらには、中山間地域等への影響も考慮しました例外品目ということで、具体的に米、畜産物、集成材等の確保を初めとする総合的な対策をお願いしたいということ。それから、県民の関心が高い残留農薬とか、食品添加物の基準などの食の安全・安心基準の堅持ということ。それから、国民生活に重要な国内制度ということで、公的医療保険制度等の堅持と、これらを主な項目といたしまして要望したところでございまして、農水省

の本県の出身の江藤副大臣、あるいは内閣府の西村副大臣等に対する要望をいたしました。

ここで、3ページに飛んでいただきまして、これは、平成22年以降、TPP問題が浮上して以降の経緯をまとめた資料でございます、白丸が国の動き、黒丸が県内の動き、二重丸が海外の動きという形で整理しているところでございます。

当初、平成22年11月15日に、県としては初めて「みやざきの提案・要望」の中で、国民的合意が得られるまでは、十分かつ慎重な検討をお願いしたいということを要請しまして、あわせて県議会におきましても反対の意見書第1回目が採択されたところでございます。

それから、23年の9月22日でございますけれども、これは2回目、県議会での参加反対意見書が採択されたところでございます。

それから、次の4ページに参りまして、下のほうでございますが、県議会におきましての3回目の意見書が6月26日に採択されたというところでございます。

そして、5ページに参りまして、12月16日に衆議院選挙があったわけでございますが、6項目という形が政権公約に入ったところでございまして、「聖域なき関税撤廃」を前提にする限り、交渉参加に反対すること。自動車等の工業製品の数値目標は受け入れないこと。国民皆保険制度を守ること。食の安全安心の基準を守ること。国の主権を損なうようなISD条項は合意しないこと。政府調達・金融サービス等は、我が国の特性を踏まえること。この6点が公約ということで掲げられたところでございます。

そして、新政権が12月26日に発足したところでございまして、明けて平成25年の1月11日でございますけれども、新政権に対する県としての

要望活動を行ったところでございます。

その後、2月23日に日米共同声明がありまして、両国間のセンシティブティの存在、重要品目の存在、そして一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないということを確認し合った声明が出されたところでございます。

そして、一番下にございますが、3月4日、県議会で4回目となります反対意見書採択という形で、これらの動きを重く受けとめているところでございます。

あと6ページに参りまして、先ほど触れました第1回目の対策本部会議をやったということでございます。

そして、3月13日には、これは自民党本部であります、TPPの対策委員会で決議ということであります。先ほど御説明しました6項目は、国民との直接の約束であるということと、3つ目にありますとおり、国民の不安な声という形で、記載のようなことを例示しているところでございます。

そして、3月15日に総理が表明をしたということございまして、右側の7ページでございます。3月19日に2回目を開き、22日にまたさらなる要望活動をやったということでございますが、それ以降でございますが、4月12日に日米協議の合意というのが整いまして、包括的で高い水準の協定を達成していくこと。交渉と並行して非関税措置にも取り組んでいくこと。そして、日本には一定の農産品、米国には工業製品といったセンシティブティがあることを認識するという形で、お互いルールづくりに向けて鋭意交渉に取り組んでいくことが確認されたというところでございます。

記載はしてございませんけれども、4月18日に

は参議院、それから4月19日には衆議院のそれぞれ農林委員会のほうが、交渉に臨むに当たっての決議という形で合意したところ、そういった動きもあったところでございます。

4月20日でございますけど、交渉の11カ国が日本の交渉参加を承認し、24日に米国政府が議会に対しまして交渉参加を通知ということで、いわゆる90日ルールの発動というところでございます。

それ以降の動きにつきましては報道によるところでございますけども、90日後ということで、7月23日ぐらいに交渉参加が決定されるのではないかというふうなことと、9月に交渉会合があり、また10月のAPECで大筋妥結し、年内が交渉妥結の目途というふうなところが報道されているところでございます。

恐れ入ります、1ページに戻っていただきまして、4番、今後の対応ということでございます。2つ目にございますが、今後、かなり交渉の進展が急速化していくかと思いますが、適宜本部会議を開催いたしまして、対策等についての十分な検討を行います。

また、県議会を初め、県のさまざま関係する団体等の御意見等、あるいは市町村、そういったものともうまく連携を図りまして、国に対する要望、提言活動を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

鈴木農政企画課長 農政企画課でございます。2ページ目をお開きください。

TPPにより関税撤廃をした場合の本県農林水産業への影響試算について御説明を申し上げます。

先ほど説明申し上げましたとおり、国におきましては、3月15日にTPP協定交渉の参加を

表明したわけでございますけども、それとあわせて影響試算についても公表したところでございます。

この影響試算、幾つかの前提、仮定がございますけれども、関税を即時に撤廃した場合、そして追加的な対策を考慮しなかった場合の影響についてという形で公表されたわけでございます。

こういった国の試算を基礎といたしまして、本県におきましても3月19日、第2回の対策本部におきまして、本県の農林水産業における影響額というものの試算を実施したところでございます。

概要につきましては、上の四角に囲っているとおりでございます。農林水産業における生産減少額1,254億円、多面的機能の喪失額266億円程度ということで、非常に大きな影響が出るというふうに考えているところでございます。

品目別の影響額につきましては、ページ下段のほうに表として記載しております。前回の試算、平成22年11月に行った試算は1,600億円というような試算でございますので、それに比べますれば、若干影響というのは減少しているように見えますけれども、依然として本県の農林水産業の生産に与える影響というのは非常に大きいということが見てとれようというふうに考えております。

品目別につきましては、米あるいは畜産、酪農、そして林産物、水産物という幅広い分野において影響があるということで、内訳につきましては表のとおりというふうになってございます。

私からの説明は以上でございます。

井手フードビジネス推進課長 フードビジネス推進課からは、先般策定いたしました、みや

ざきフードビジネス振興構想の推進の考え方について御説明差し上げたいと思います。

9 ページ目の A 3 の資料により説明させていただきたいと思いますので、お聞きいただきたいと思います。

フードビジネス振興構想の推進についてというペーパーでございまして、左側上にフードビジネス振興構想策定の背景と目的というところがございまして、これにつきまして、人口減少、グローバル化等、本県を取り巻く環境が厳しくなる中に、将来にわたって地域の活力を維持していくために、本県の有する強みや特性を生かしながら、本県の経済を牽引する成長産業の育成が必要であるという考え方のもとに、本県の強みであります国内有数の食料供給基地という部分を生かしまして、裾野の広い産業としてフードビジネスを捉えて、総合的、一元的に推進していくということとして、本県の将来の地域経済や雇用を支える成長産業化を図るという目的などでこの構想はできております。

その下に目指す姿を掲げております。これにつきましては、フードビジネスと申しますと、大体、中食だとか、外食だとかという部分に頭がいくかと思いますが、本県の進めていくフードビジネスにつきましては、この5つの領域というのを掲げております。

まず、生産ということで、マーケットが求める安全・安心な農林水産物を今後も安定して生産・供給をしていくこと、これが最も重要な基盤の部分でございまして。

そして、付加価値を高めるための製造、県内の素材を中心に多様な加工、食品製造を行っていく。それを売っていくということで販売。販路開拓や流通改革により生産者等が利益を得る価格で販売をしていく。

そのほか、誘致というところで、少しここから裾野が広いという部分になりますが、食の魅力を使って国内外から人や企業を本県に呼び込んでいく。

さらにはその周辺、さらにそのまた周辺としまして、農林水産物の生産工程や食品加工をする中で、例えばビニールハウスのビニールをつくるところとか、農業用の資材をつくっていくような、そういう企業をさらに呼び込んでいく、県内で製造していただくと、そういう幅の広い分野でトータルに進めていくというふうに定義をしております。

その下に、これまでの取組との違いというところを掲げております。農商工連携でありますとか、6次産業化、ブランド化等、これまで本県としていろいろなことをこの分野でやってまいりました。そこと何が違うのかという部分でございますけれども、私どもとしましては、まだまだ本県の抱えてるポテンシャルを全部を生かし切るにはまだ幅があるんじゃないかというふうに思っています。そこをトータルに進めることによりまして、もっともっと広い展開ができるのではないかと。

そのために、今後の展開のところの一番上に書いてありますけれども、フードビジネスを成長産業としてきちんと位置づけて、明確な目標を定めた上で進めていこうと、そういう考え方でございまして。

実際にどのようにして進めるかということで、右側のほうに推進の考え方、具体的取組につきまして、4つの分野で書いております。フードビジネスの創出・拡大、フードビジネス振興のためのシステムづくり、そして機運の醸成と体制づくり・進行管理、この4つでございまして。

(1) から (4) というところで。

それぞれ中に取り組むという形で、こういった方向で取り組んでいくかということ整理をしております。(1)のフードビジネスの創出・拡大につきましては、3つの取組、県産品の販路拡大、売上増、まず売っていくというところで、マーケティング、ブランディング、もしくは実需者とのマッチング、そして物流・販売ルートの開拓・確保、3つのことを考えておりました、例えば宮崎牛の国内外のプロモーション活動の強化と新たな販路開拓、キャビアの産地を目指した生産販売体制の確立等を具体的な取組例として書いております。

取組2といたしまして、連携等による生産・製造力の強化ということで、マーケット情報の活用によるマーケットインの強化でありますとか、農商工連携、6次産業化などの連携の強化、この辺を掲げております。

さらに取組3として、関連産業への波及促進、これは、フードビジネスに関連する産業を育成したり、集積したり、もしくは「食」をテーマとしたツーリズムによる誘客等でございます。これがフードビジネスの創出・拡大ということで、ここが一番大きな取組になろうかと思っております。

その右側にシステムづくりという形で、そのフードビジネスを進めていくためのいわばサポートの部分でありますとか、情報提供の部分でございます。取組がここも3つございまして、フードビジネスに関する情報の収集・分析・提供ということで、関連するデータベースを構築できないものかということで取り組んでいきたいと思っております。

取組2としまして、フードビジネスに係るサポート体制の構築ということで、県内外の大学、県外の大学も含めフードビジネスにかかわる人

材の確保・活用を図ってまいりたいと考えております。

3番目に、フードビジネスに係る研究開発の充実強化ということで、今年度の取組でございますが、商工観光労働部におきまして、食品開発センターのフード・オープンラボが建設されるということになりまして、県内の食品加工業への高付加価値化や新事業の創出に寄与できるものではないかというふうに考えております。

あと、(3)と(4)でございますが、これにつきまして、一番大事な部分、ある意味一番大事な部分かもしれません。実際にフードビジネスにかかわる生産者、加工製造業者、流通業者さんがこのように取り組んでいるんだと、県全体として取り組んでいくんだというところをしっかりと関心を持っていただいて、宮崎県産品を売っていく、加工して売っていくというところに意識を持っていただくという部分でございます。

取組例としましては、シンポジウムでありますとか、見学会でございますとか、勉強会でございますとかを掲げております。なお一層力を入れて、この辺、意識を統一していきたいというふうに考えております。

最後に、体制づくりと進行管理でございますが、このフードビジネスを推進するための体制づくりといたしまして、庁内にはフードビジネスに関する本部をつくりまして、産学官、金融まで含めた、官民合わせた推進会議なるものを形成していきたいと思っております。

今後の進め方といたしましては、庁内各部署、フードビジネスにかかわる事業やプロジェクトに取り組んでいくほか、部局が連携して取り組むものにつきましては、総合政策部が中心となりまして、連携のプロジェクトチームを結成し

て進めていきたいと思っております。

また、各市町村や関係団体と連携した地域のネットワークを張って、課題の抽出や情報共有を行って、地域課題の解決のためのフードビジネスという形も一方で推進してまいりたいと考えております。

フードビジネス推進課からは以上でございます。

川野環境森林課長 それでは続きまして、宮崎県新エネルギービジョンについて御説明いたします。「委員会資料」は12ページになります。

県では、平成16年に策定しました「宮崎県新エネルギービジョン」につきまして、昨年度、1年前倒しで改訂を行ったところでございます。

これは、1のビジョンの改訂の背景と目的にありますように、東日本大震災以降、エネルギーを取り巻く情勢が変化してきていること。それから、太陽光やバイオマス発電などの導入実績値が既にビジョンの目的値を上回っていたことから、社会情勢や本県のポテンシャル・実態に則したビジョンに改訂し、新エネルギーの一層の導入促進に取り組み、低炭素社会の実現や地域振興を図っていくものとしたものであります。

次に、2のビジョンの計画期間でございますが、平成25年度から34年度までの10年間でありまして、原則としまして、5年後の中間年に見直しを行うこととしております。

次の3の経緯でございます。昨年3月に新エネルギービジョン策定検討委員会を設置しまして、検討作業を進めながら、6月には骨子、11月には素案をまとめ、それぞれ議会にも報告させていただいたところであります。

その後、パブリックコメントや市町村への説明会を実施しまして、ことしの2月議会には議

案として提出を行い、議決を経て改訂に至ったものでございます。

次に、ビジョンの概要について御説明いたします。

「資料2」として別冊で概要版をお配りしておりますが、次の13ページに概要図を掲載しておりますので、そちらをまずごらんいただきたいと思っております。

まず、この中の3の目指す将来像についてでございます。

これは、新エネルギーに期待される役割を踏まえるとともに、その導入には、県民、事業者との連携が必要という観点から、「環境負荷が小さく、災害に強く、活力ある社会の実現」、県民との協働によるエネルギーづくりを本県の目指す将来像として掲げたところでございます。

次に、4の重点的に取り組む新エネルギーでございます。

本県は日照環境に恵まれていることや全国有数の畜産、林業県であること、降水量が多いことなどから、これらの資源を有効に活用するとともに、これまでの取組実績や今後の可能性を踏まえまして、太陽光、バイオマス、小水力の3つを重点的に取り組む新エネルギーと位置づけたところでございます。

次に、5の基本的方向性であります。本県の目指す将来像の実現に向けて、低炭素社会の実現、災害に強いエネルギーシステムの構築、地域振興への貢献の3つの項目を施策の基本的方向性として決めました。そして、この3つの方向性に沿って、今後、各種施策を展開することとしておりまして、次の6の具体的取組にその内容を記載しているところであります。

この内容につきましては、ここで、別冊「資料2」のビジョン概要版を使って御説明したい

と思いますので、恐れ入りますが、概要版の6ページをお開きいただきたいと思います。時間の関係で主なものについて御説明したいと思います。

まず、低炭素社会の実現の(1)の地域の特性に応じた新エネルギーの導入であります。ここでは、新エネルギーの種別ごとの取り組み内容を記載しております。

重点的に取り組む新エネルギーの太陽光発電ですが、住宅用につきましては、各種助成制度の活用や情報提供などにより導入を促進することとしております。

また、非住宅用につきましては、発電事業への参入を図る事業者に固定価格買取制度や設置場所の情報提供を行うとともに、国の補助事業を活用して公共施設への導入を図っていくこととしております。

次の太陽熱利用ですが、施設園芸の太陽熱を利用した新しい冷暖房システムについて、実用化に向けた検討を進めます。

のバイオマスですが、木質系バイオマスにつきましては、市町村と連携して発電施設の設置に向けた調整や助言などを行い、バイオマス発電の立地を進めます。

また、施設園芸の木質ペレット暖房機の導入やペレット、チップなどの安定的な供給に向けた林地残材の効率的な収集運搬システムの実証実験にも取り組むこととしております。

7ページお開きください。の小水力発電についてでございます。県が独自に行う電気事業において、可能性調査などを行い、治水ダムや維持放流水などを活用した適地への導入を推進します。

また、農業用水路などを活用した小水力発電の導入を計画する市町村や土地改良区に対し、

技術支援や国の助成制度の活用などにより導入を促進します。

次に、ページ番下になりますが、(2)の省エネルギーとの連携についてであります。

省エネルギーの推進は、新エネルギーの導入促進とあわせて積極的に推進していく必要があることから、引き続き県民、事業者と行政が一体となった省エネルギーの取り組みを推進いたします。

次に、8ページをごらんください。(3)の普及啓発の推進についてであります。各種媒体による広報活動や研修会を通じた普及啓発と太陽光発電の設置に関する相談の受付や情報提供などに取り組んでまいります。

(4)のエネルギー高度利用技術の導入促進についてでございますが、ヒートポンプや天然ガスコージェネレーションなど、新エネルギーの利用技術としてその普及を図ることが必要なものについても実証試験や情報提供などを行い、導入を促進してまいります。

次に、災害に強いエネルギーシステムの構築についてでございますが、災害時の防災拠点や避難所となる公共施設、民間施設に国の補助事業を活用し、新エネルギーや蓄電池などの整備を進めてまいります。

また、新エネルギーの共同利用システムについての情報提供などを行い、自立分散型エネルギーシステムの構築を図ってまいります。

次に、地域振興への貢献についてであります。

(1)の新エネルギー関連産業の育成では、太陽電池関連産業への支援や県内企業のすぐれた技術や製品の発掘などに取り組んでまいります。

次に、9ページをお開きください。産学官連携による研究開発・技術開発の支援では、新エネ

ルギー関連装置や製品などの実用化に向けた研究開発などを支援します。

(3)の企業立地の推進では、「宮崎県地域産業集積・活性化基本計画」を踏まえながら、引き続き新エネルギー関連の企業立地を進め、次の(4)の地場産業との協働では、地域独自の新エネルギーを農業や林業、工業などの地場産業に利用するための支援を行ってまいります。

以上が具体的取組の主な内容でございます。

ここで、済みませんが、再度、「委員会資料」の13ページをごらんください。7の戦略プロジェクトについて御説明いたします。

これは、施策の具体的取組の中で、おおむね5年間のうちに重点的に実施する取組を戦略プロジェクトとして位置づけるものであります。

から のプロジェクトは、重点的に取り組む新エネルギーの太陽光、木質系バイオマス、小水力のそれぞれの導入を進めるためのプロジェクトでございます。 のプロジェクトは、地域資源を活用した新エネルギーと地場産業とのマッチングなどを図り、エネルギーの地産地消を進め、地域経済の活性化を図るものであります。

次に、8の導入目標でございますが、導入目標値につきましては、平成22年度を基準年度としまして、最終年度の平成34年度における値を設定したところでございます。

まず、発電全体の目標は、現況値の約8倍の83万4,000キロワットを導入目標としました。これは、太陽光発電の導入を加速化させるとともに、バイオマス発電や風力発電など、今後の設置計画などを想定して、高めの目標を設定したところでございます。

また、熱利用の全体の目標は、バイオマス熱利用の導入などを想定し、現況値の約2倍の11

万キロリットルを導入目標としました。この新エネルギーの導入目標が達成されますと、右側にありますように、電力使用量に対する新エネルギーの自給率は2.8%から約5倍の14.8%となり、エネルギー消費量全体では3.2%から約4倍の12.9%となります。

次に、9の推進体制ですが、県内の有識者や県民、事業者などで構成します「宮崎県新エネルギー導入促進協議会」を設置し、ビジョンの進捗管理や施策への提言などを行うとともに、庁内におきましては新エネルギー関係部局間で情報、意見交換を行いながら、ビジョンに基づく施策の展開を図っていくこととしております。

以上がビジョンの概要でございますが、ここで、済みません、またページ戻っていただきまして、12ページをごらんください。

最後の5の新エネルギーの利活用による産業振興の考え方についてでございます。

今御説明しましたとおり、新エネルギーは、関連産業は非常に裾野の広い産業でございます。産業集積に伴う県内産業への波及効果も期待できるものでございます。また、本県の地場産業への活用により、地域経済の活性化にも大きく貢献し得るものでございます。

このため、今後は本ビジョンに基づきまして、新エネルギー関連産業の立地・集積を推進するとともに、新エネルギー分野への地場企業の参入や人材育成、さらには産学官連携による調査研究・技術開発などへの支援を行い、あわせて、新エネルギー導入の障害となっている規制の緩和なども進めていく必要があると考えております。このような取り組みを産学官や庁内関係部局の連携強化を図りながら推進し、新エネルギーの利活用による産業振興を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

岩下委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終わりました。

御意見、質疑ございましたら、御発言をお願いいたします。

右松委員 TPPに関してなんですが、交渉参加入りか7月下旬の予定ということで、交渉の妥結がことしじゅうということです。ですから、我が国にとっては残された時間が極めて少ないわけなんですが、大変日本にとって不利なところが、1つは、参加まで、交渉の詳しい内容、これが公開されていないという、どの国がどういった主張をしてるのか、その辺がわからないというのがまず1点。

それから2点目に、既に決まったことに関しては、後から参加する国は拒否できないという、そういった非常に不利な状況であります。

私としては、安倍総裁が国益をしっかりと鑑みること信じておりますので、あとそれから、国との交渉の中身に関しては、これは国政がやらしてもらわなければならないと思っています。

本県にとって、私は非常に大事なものは、まさに県の対策の基盤、方向性を決めていくのは、この宮崎県TPP対策本部のわけですね。過去2回、会議を開いています。ですから、この県のTPP対策本部というのがどういった協議をしているのか、この中身に私は極めて大きな関心を持っております。

その対策本部の議論の中身なんですが、県の影響を試算されて公表されておりますが、それ以外にどういった議論がされたのか、そこをまず1点伺いたいと思います。

金子総合政策課長 先ほど御紹介しましたように、過去2回開催をしてきておりますが、1

点目は、きょうのような資料を使いまして、これまでの経緯をきちんとまず押さえていくことを主眼にいたしました。

それから、当然国に対する要望、これをどうまとめていくかということも協議したところでございます。

そして、これは殊さら農政分野が注目されておりますが、当然それ以外に県民生活に影響するものとしたしましては、公的医療保険の問題でありますとか、食の安心安全とか、そういったさまざまな分野が想定されますので、各種団体の意見等をしっかり確認していくことのできました。

そして、2回目につきましては、特に総理の表明後ということもございましたので、このダイジェストを紹介しておりますけれども、国に対する要望項目、これを主眼に協議したところでございます。

それを受けて、早速22日の要望に上がったというふうな経緯でございまして、今後におきましても、各分野さまざまな影響が懸念される事項については、情報収集に努めていくことももちろんかと思っておりますが、これまで、御紹介がありましたとおり、交渉のテーブルについてないということもありますので、情報が限られているという部分がございます。そしてまた、今後、交渉のテーブルにつくステージになれば、さまざまな情報も上がってくるかと思っておりますので、そこらをきっちり情報収集、分析しながら、県としての必要な対策というのをこの本部会議を核にしていきたいと思っております。

右松委員 20分しかありませんから、答弁短めをお願いしたいんですが。それで、県議会にも議事録に関して広く公開していただきたいという要望が1点と。

そして、先ほど国に対する要望と言われましたが、これは多くは語れませんけれども、県議会で可決をした意見書等と河野知事が国に要望書を出した中身がかなり相違があると。トーンダウンしてるような中身になってますから、これ以上は言いませんけど、とにかくそのことをしっかりと、議論の中身については、私は宮崎県の農業の強化策ですか、そういったところも含めて、しっかりと対策を長期的なものも含めて議論をしてもらいたいというのがございます。

いろんな農業の、宮崎の農業の強化策も、小規模農家の支援とか、あるいは農業組織のあり方とか、そういうのを含めてしっかりと、この対策本部に関しては中身をしっかりと、先も見通して議論してもらいたい。それから、中身の議事録もぜひ公開していただきたい。それを要望させていただきます。

次に移りますけれども、フードビジネスについてなんですけど、11ページであります。産・学・官・金を一体とした、こういったプロジェクトをつくられております。私は、スキームをつくるのは県職員の方はピカーだというふうに思ってるんですね。ただ、チームを編成して、どういう政策を実現していくか、ここはもう避けて通れない大重要な問題だと思ってます。

そんな中で、8ページにありますけど、構想の期間が25年から32年です。ですから、成果のない8年間にしては決していけないと思ってます。宮崎県は本当に大変な状況でありますので、そこはしっかりと強い認識でいていただきたいと思ってます。

このフードビジネス振興構想の推進について、この右真ん中ですが、フードビジネス推進会議、フードビジネス推進本部の設置とあります。これもこういう推進本部設置をされていくわけな

んですが、その中身とか、その実態が本当になんてうなのか。戦略を遂行していく組織形態になってるのかどうか。

その辺の机上の議論ではなくて、実際に私が議会で申し上げましたけども、先ほど話がありましたけど、食品開発センターの有効活用にしても、フードラボだけじゃだめですよ。北海道のように、食品関連で2,300の事業所のうち、1,000社、半分近くが食品加工研究センター、北海道ではそうですけども、技術を利用してるんですよ。ですから、そういったところも含めて、技術移転も含めて明確な目標設定と、それに対して必ずそれを実現していくという体制づくりをお願いしたいと、これも要望させていただきます。

以上で終わります。

坂口委員 まず、TPP関連で1つですけど、県の要望の中で食の安全安心を確保するように求めているということなんですけど、これをISD条項と絡め合わせるときに、合理的な基準というのが要すると思うんです。絶対壊されない合理的な基準で、だから安全安心なんだと、だからそうでないんだという、この合理的な説得材料というのはセットで要望されているかどうか、こここのところがなければ、これは心もとないと思うんですけど。

金子総合政策課長 要望書の文体の中には、ISD条項と絡めた表現はそれぞれ出てきておりませんが、背景にありますのが、アメリカの遺伝子組み換えの問題ですとか、食の安全表示の問題が日本と全然土壌が違いますので、要は高いレベルを低いレベルに合わせるのではなく、当然日本の高いレベルの保持ということも、そういう趣旨も込めまして要望書の中には書いてるところでございます。

坂口委員 ここは大きい分かれ目になると思うんですけど、合理的な説明根拠というものがなかったら、何が危険なのという説明ができないと思うんですね。残留農薬、検査結果はゼロでしょう。遺伝子組み換え、何が問題があるのって、合理的にやってくれとやられたとき、ISDは一発で吹っ飛んでしまうと思うんですよ。国際的な判断の場ですから、国内じゃないですから。これは今後の課題として、ぜひ研究していただきたいというのが一つ。

もう一点、時間がない中で申しわけないんですけど、フードビジネスで32年までに2,414億ですか、上げてくるんだと言われた。この中で、さらに追加していくコストの分と付加価値が上がる分と、両方でこの2,400億余りというのは確保できることになると思うんですよ。

だから、ここでコストを入れりゃ当然上がるんですけど、その今後の方針というのはどういうぐあいなのか。極力コストをかけずに利益を追求していくというものがなきゃだめだと思うんですけど、それはどんな計画をされてるんですか。

井手フードビジネス推進課長 現況値を示してる1兆2,586億につきましても、県民経済計算における産出額という形の集約をとっております。つまり、1年間に県内で生産された財貨・サービスの生産者価格ということになっておりますので、そのコストをかけている部分につきましても、そこに何かしらのサービスが存在してたり、それをもってなりわいとしてるような人たちがいれば、そこを付加されていくというのが数字上の積み上げという形になります。これを、だから、ある意味、数字のごまかしというふうにとられる方もいらっしゃると思います。

委員おっしゃるとおり、コストそのものは低

減させていくというふうを考えておまして、実際の利益、利潤が上がっていくような取り組みの支援に取り組んでいきたいと思っております。

坂口委員 ぜひそこは、これ今説明聞いていると、コストをかけていく部分の説明はあるんですよ。だけど、どこでとめて、どれだけ付加価値、ここを上げていくのというのがまだ見えなから、これがなけりゃ産業は成り立たない、これは要望に。

鳥飼委員 もう時間がないということですから、二、三点だけ。

1つは、最近の世論調査といいますか、最近ってこの半年ぐらいなんですけど、TPP交渉参加賛成というような数字が高いという現実があって、宮崎県内もそういうふうな傾向にあるんですけど、それをどう見ておられるのかなと思うんですけども。部長か課長かどちらかお答えください。

金子総合政策課長 確かに各種世論調査、支持する方向が高めに出てるような傾向はあるんじゃないかなと見ておりますけれども、宮崎とか、あるいは北海道とか、農業を基盤としている県におきましては、そこらについては、個別に見ていけば必ずしもそうとも言えないといいたまじょうか、不安材料を多く抱えているような傾向もあるように、あるアンケート調査で、見たことがありまして、地域性は当然あるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

鳥飼委員 県内でも交渉参加のほうが多いという現実が一つあるんですね。そうすると、じゃあどうなのかとしたら、あれは農協がいろいろ言うちょっとやわというように軽く受けとめられているという、これは極めて深刻な問題だと

思ってるんですね。ですから、ＴＰＰというものの中身について、食糧問題含めて、ここでしっかりと県は対策とってもらい、農協の皆さん方とか、県民の皆さん方にも状況を把握していただくということが大事だと思うんですが。

そこで、農業以外、今林業とかあったんですけども、医療とか、労働とか、21分野あるということですけど、そこらについての庁内での検討状況なり、そういうのはどういうふうになってるんでしょうか。

金子総合政策課長 先ほど、御紹介が漏れたんですが、この「資料１」というＴＰＰ協定交渉の概要というのがございまして、これは内閣官房が４月現在で取りまとめたものでございまして、例えばこの中で７ページを見ていただきますと、（参考１）地域シンポジウムで指摘された協定のメリット、デメリットというような形で、特に委員おっしゃられた、下のデメリットの部分、ここらあたりは出されているところでございますが、これは政府が各種団体等にヒアリング等もやって、まとめた結果をまたさらに深く個別の意見とかまとめたものがございまして、そこらを各部でしっかり共有しながら、ＴＰＰ対策本部の中でも懸念事項については情報共有をし合ってるということでございます。

そしてあと、今後つまびらかになってくるんでありましょうから、そこらについても情報収集をしっかりやっていきたいと思っております。

鳥飼委員 概略的なことではなくて、具体的に福祉保健部では医療の問題がどういうふうになっていって、どういうふうな議論がされているのかとか、それ県民が患者になるわけですから、県民はどう捉えているのか、そこもどう広報していくのかという努力なり、議論がしっかりやられてるのかどうか。

資料としてつくり、それをいろんな会合の中で配っていくとか、それをやらないと、中身を県民の皆さんが知らないままに、これは農業の問題じゃわと、農協の人たちが言ってるだけじゃわというような議論になっていってしまって、結果としてＴＰＰの本質がわからないままに国益を害するようなことになりますので、そこは部長のほうにお願いしておきたいんですけど、各部局でしっかり対応しなさいと。そして、県民なり、関係団体にも、その影響について議論をしてもらい、知ってもらうという努力をお願いをしておきたいと思います。

もう一つですが、課長から御説明があった新エネルギービジョンですが、この位置づけについて、概略だけ御説明いただいたんですけど、私も成長産業として位置づけていいんじゃないかなというふうに思っているわけですが、どういうふうな位置づけ、いろいろ計画についての説明あったんですけども、今後どう展開をしていくかという基本的な考え方をお聞きしておきます。

川野環境森林課長 一つには、先ほど御説明した中の戦略プロジェクトというのがあるんですけども、本県の強みを生かせるプロジェクトとして３つのエネルギー、そこを中心にやっていきたい。特に太陽光につきましては、全国的にも非常に普及が進んでおりまして、これを一層加速させたいということで、まず関連産業が非常に裾野が広いということがございますので、商工部局とも連携をしながら、そういった産業の集積を図っていきたいなということと。

あと、バイオマスにつきましては、農業、林業分野での活用ということを重視していきたい。農業につきましては、今いろいろ検討されておりますが、そのクリーンなエネルギーを活用す

ることで農産物への付加価値を高める。

そして、林業につきましては、未利用資源を積極的に利用することで、山元への収入につなげていくというような取り組みが考えられますので、地域に密着した資源をどう地域に落としでいけるかというところを視点に、各プロジェクトごとにワーキングを決めまして、関係部局が集まって、随時そういうところの協議をしながら施策を打っていきたいというふうに考えております。

鳥飼委員 最後になりますが、要望を申し上げておきたいと思えますけども、新エネルギービジョン、原発がどういうふうな方向に流れていくかわからないんですけども、いずれにしても、宮崎県は、中山間地が非常に多いわけですね。ですから、バイオマス発電とか、そういうことで地域おこしにつなげていくとか、いろんな対応があって、成長産業として21世紀に非常に極めて有効な産業ではないかなというふうに思いますので、そこら辺も含めてぜひ頑張っていたきたいと思えます。よろしくお願ひします。

岩下委員長 最後になりますか、緒嶋委員、よろしくお願ひします。

緒嶋委員 T P P 交渉がどういう結論になるかによっては、フードビジネスの構想計画も変わるというふうに見えていいですか。

永山総合政策部次長 フードビジネスにとって、T P P にもし加入ということになった場合、大きな影響があることは間違いないというふうに思っています。ただ、その中でも農林水産業は宮崎の基幹産業ですから、しっかり育てていかなければなりませんから、結果がどうあろうと、成長力、競争力のある産業として対応するためにも、このフードビジネス推進構想はしっかりやっていかなければならないというふうに思っ

ています。

緒嶋委員 その構想の考え方はいいんだけど、口で言うだけじゃなくて、具体的にするためには裏づけになるものがなきゃ、農業生産額も減るわけです、T P P になれば。影響力がこのように1,254億、大きく言えばですね。それが少なくなると、農業生産額が319億の目標年次に本当に達成できるかどうかということは大きな影響が出るわけですね。当然これだけ出るという前提も含めながら、計画がこのとおりになるんだという思いをしっかりと確保しながら、これは財源的なものも含めて協力せんと、生産額が減って、これを守っていくということは、これ容易なことじゃないと思うんですね。

そのあたり相当やらんと。フードビジネスというのは我々も大賛成。特に流通も含めた中で、日本の農業の中で宮崎県の課題は、流通が東京市場に向かって一番遠い。新幹線もない、鉄道も単線だ、高速道もまだまだ未整備だ。そういう中で、そういういろいろなことのハンディを背負いながら勝ち抜かないといかん。

そうなれば、国の政策もですが、宮崎県として相当な財政的なものも含めてやっていかなければ、かけ声だけで、結果としてはこの目標が達成できなかったという懸念のほうが大きいんじゃないかなというふうに思いますし、特にT P P で大きな影響を受けるのは、少なくとも私は宮崎のような遠距離の農業地帯が一番影響を受けるというふうに思いますので、そのあたりを十分頭に入れながら、T P P、ことしじゅうに果たして完全に合意に達するかどうか、私は不透明だと思います。当然これは早く達成するという事は、私は難しいんじゃないかなと。

特に日本が聖域を守りながらやるということであれば、他の11カ国は、それはなかなか容易

じゃないというものも出てくるだろうと思うので、私は逆に言えば、このＴＰＰが合意しないほうがいいんじゃないかというような気もしておるわけですが。そういうことを含めて、最悪を考えながら最善を尽くすというのが政策だと思いますので、そのあたりを十分頭に入れながら努力していただきたいということを要望しておきます。

岩下委員長 ありがとうございます。それでは、時間をまだまだとりたいところですが、質疑はこれで終わりたいと思います。執行部の皆さんは御退席いただいて結構でございます。ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時5分再開

岩下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、先日開催されました委員長会議の結果につきましては、先日の常任委員会での資料の配付がありましたので、説明は省略させていただきます。御協力よろしく願いいたします。

それでは、協議事項（１）の委員会の調査事項等についてでございます。

お手元に配付の「資料１」をごらんください。１の当委員会の設置目的につきましては、さきの臨時議会で議決されたところですが、２の調査事項は、本日の初委員会で正式決定することになっております。

成長産業・ＴＰＰ対策については、議論が広範囲にわたることから、有効な提言を行うためにもテーマを絞る必要があるかと思っております。

お手元に配付の別紙をごらんください。特別委員会設置を検討する際に出されました、当委

員会に関連する各会派からの御意見をまとめております。これらの各会派の意見や先ほどの執行部からの説明を踏まえつつ、何を調査事項とするのか、委員の皆様のお意見を伺いたしたいと思います。

図師委員 おおむねこの出されております案のほうでいいかと思うんですが、特にＴＰＰにつきましては、国の動向によって、この委員会の活動内容も大きく変わってくるであろうと思われまして、特に３の活動方針の中に、県当局及び関係機関等からの意見聴取とありますし、あわせて国からの情報収集、また、あわせて今、県選出の国会議員が農政関係副大臣にもなられておられるという関係で、かなりリアルタイムでの情報が入ってくるであろうと思われまして、その国会議員を含む国との情報交換という場を積極的に設けていくべきではないかと思っております。

岩下委員長 ありがとうございます。ほかに御意見はございませんか。

徳重委員 フードビジネスの展開なんですけど、これについては今までもずっとやってはきておるんですね、宮崎県も。それが実態がよくわからないということがあるんじゃないかなと思います。今の予定されてる数字を見ても、５年間で約１,０００億円の収入増というものを掲げておるわけですが、これが実態がわからないので、何をどうやっていこうかというのが非常に曖昧なところがあるのかなという気がするんですよ。どういうものを中心にちゃんと宮崎県は取り組んでいくかという、もう少し具体的なものを我々もちゃんと把握しておく必要があるんじゃないか。自民党さんが出されていらっしゃる実態把握ということについて、もうちょっと真剣に取り組んでいく必要があると、こう思い

ましたので、あえて発言をさせていただきました。

岩下委員長 ありがとうございます。今2つの御意見が出ましたけども、ほかにございませんか。(「案のとおりで」と呼ぶ者あり)案のとおりでという御意見もいただきました。

それでは、ただいまの図師委員、そして徳重委員の御意見も踏まえまして。

星原副委員長 なければ、いいですか。きょう、それぞれいろんな説明を、TPPからフードビジネス、新エネルギーと説明受けたんですよ。これは非常に範囲がどれも広くて、1つ取り上げてても特別委員会として成果を出すには非常に大変ですし、ましてやフードビジネスは25年から32年まで、新エネルギーは25年から34年までという、8年間、10年間という、その中で、これから取り組んでいくのに、我々がどういうふうな調査をしていくかということです。今から始まるわけですからね。

今度、我々としては、その一つ一つが、TPPの問題にしても、国がどういう方向を見るかで我々もまた調査の内容が変わってくる。1つは、TPPが流れた場合はどういうふうなことになる、逆に締結された場合には、宮崎県としては影響を受ける分野をどういうふうに持っていくのかとか、そういう調査をするのか、情報収集だけをしていくのかというものもあると思うんですね。

フードビジネスは、先ほど出たように、生産から加工から販路から波及までという6項目。そういうものに我々がどういう調査をして、この1年間でどういう成果を上げていくか、どういう調査をどこまでやっていくかという、ある程度そういう目標を決めないと、なかなかこれは厳しいのかなということで、きょうの協議の

時間を1時間とろうとしたのは、どこら辺をこの1年間でやるかということです。

だから、ひよっとすると、この委員会にしたって、1年じゃ答えが出なくて、2年、3年かかるかもしれない形の部分も結構あるような気もするものですから、TPPのところはどういうところまでの調査をしていこう、ことし1年です。フードビジネスについてはどういう中身をどこら辺まで、執行部がやっていく政策と合わせながらの中でどうやっていく。新エネルギーも同じことだと思うんですが。

その辺をこの委員会として、要するに県内調査、県外調査という、下手するとTPPとか、フードビジネスになると海外調査まで入ってくるんじゃないかなという、そういう想定の中で、どこら辺までこの1年間で調査していこうかということを決めていただかないと、前に進まんのかなという感じが私自身はしてるんですが。そこで、皆さん方からいろんな意見出していただいて、調査の範囲をどういうふうに持っていくか決めてもらわんといかんのかなという気はしてるんですけど、どうなんでしょうかね。

山下委員 これは特別委員会ですから、先ほどの答弁の中でも、TPPに関係なく、フードビジネスの展開をやっていくんだという総合政策部の方針が出たところなんです。僕は行政中心でビジネスはできないと思うんですよ。

だから、本県は第1次産業が中心であるということはもうはっきりしてる。では、農業の生産を継続していくこと、これは出口をちゃんとやらないといけないということですから、出口ということは売るべき手段なんですよ。だから、先ほど問題が出ましたように、都市に向かつては遠隔地にあって、非常に物流ということでコストがかかるんだと。そういう問題も抱えな

がら、じゃあ本県のフードをどうやってビジネスにしていくかということは、ただこういう推進構想ということはすぐできるんですけども、具体的に、私はこの特別委員会の中で、本県の企業、そしていろんなビジネス展開をやってる戦略、そういうノウハウがいっぱいあるだろうと思うんですよ。1つは、その辺の県内でのそういう展開をやってるところの調査、そういうことをしっかりと見据えて、そこにある程度の投資、そして人的な支援とか、情報収集とか、そういうものを具体的に組み立てていかないと、ほんの絵を描いただけのビジネス展開ということの議論に終始するようではだめだと思うんですよ。

本当に5年、10年後を見据えた本県の産業振興のためには、出口の調査をちゃんとやって、そのためにどういう手段があるのか。そして、県内の企業がどういう取り組みをやって、東アジア戦略もそうなんですけども、多種多様な企業がそのような取り組みをやってると思うんですよ。そのようなことをちゃんと見聞して、しっかりとそれが県の方針として取り組める方策をこの特別委員会で見出していくべきじゃないかなということを感じるんですけど。

鳥飼委員 委員長から先ほどもお言葉がありましたので、長期的な課題ではあるんですが、1年間ということに限れば、私はTPPの問題ではないかなと思うんですね。中身について、東大の鈴木先生とか、いろんな人たちが話をしてきて、概略、我々は頭でわかっているというのが一つあるかもしれないけど、先ほどもちょっと言いましたけども、県民の意識は賛成のほうが多いというのが現状のようにあるんですよ。ここでみんなにわかってもらわないかなんということは、我々自身というか、行政自身もしっか

りと具体的に提起をしてないということもあるんじゃないかなと。

ですから、その問題点とか、課題とか、どういうふうになるのかということ含めて、これに、星原副委員長の提言でありますけど、この1年間であれば、私はそこに特化をすべきだ。場合によっては、韓国が韓米のやつをやってるわけですから、具体的にその状況というのもあるわけですから、それを調査に行くとか、それぐらいいやってもいいんじゃないかなと。

この方向性が、TPPが出てくれば、もし入っていくということになっていけば、今からもっと交渉をやっていくんでしょうけど、これはもう宮崎の農業はやっていけませんよ、というふうに私は思ってるんですけど。

ですから、1年間という短期で見れば、TPPに特化をしていって、それにフードビジネスがついてくるような感じになっていったほうがいいんじゃないかなというのが私の意見ですね。

中野委員 確かにTPPは大きな問題だと思うんですよ。ただ、我々議会も絶対反対で陳情も出したりしてますけど、最終的には国が今こう進めている中で、我々がTPPに特化して1年間活動して、落とすところをどこに持っていくか。国がある程度出した中で、あくまでも出したものに対しても反対と言っても、もう仕方ないでしょう。

鳥飼委員 だから、結果としてそういうふうになったときに、どういう対応をしていくのかと、次の対策ですかね、それもまた考えていかないかんことですよ。それは、具体的にそれが実現をしてるところで、どうやっていけばいいのかというのまで見据えた形で実態調査というか、それを調べていくということになるんじゃないかなと思うんですよ。それは確かに国がや

ることではあるんですけど、宮崎県で、もし国が踏み出していくとしたときにどうすればいいのかというのが、そこからじゃないと見えてこないのかなというような気はしてるんですけど。

坂口委員 この委員会は、まず特別委員会で常任委員会じゃないということですよ。だから、部局を横断してるテーマについてということで、ここに4つ上げてるんですけど、フードビジネスにしても、総合政策で扱える部分というのが、流通だ何だいろいろ、それは総合政策の常任委員会で、しかも、時間の長い、息の長い、何年もかかることだから、やれる部分で、なぜここなのというのと、それから1年後には委員長報告をしっかりと出さんといかん。その委員長報告が翌年度以降の県政にどう反映されるかという内容のものじゃないといかんということとしたとき、もうフードビジネスも限られてきますよね、やれる部分というのは絞られてくる。

それから、TPPなんていうのは、まさに国策であって、僕らが宮崎でどう言ったってどうしようもない部分で、だから、このTPPという政策を国としてどうするんだという領域というのは、もう僕らの限界の外になると思うんですけど、国の流れを見ながら、宮崎の影響をどう排除していくことが県内策としてどうできるのかというのと、そういうことを極力避けるがため、あるいは宮崎に利するがための政策の要望なり、提言というのをいかに国にやらせていくか、あるいはやっていくかということに絞ってこざるを得ないかと。

エネルギーにしても、これは環境があり、企業局があるわけでしょう。だから、ここには整理されてますけど、利活用に限る。利活用による産業振興だから、新たないろんなエネルギー

を利活用することによって、その対象となる産業をどう振興していこうという部分に狭めていかないと、まず1年で結論が出せない、成果も上がらないということと、特別委員会としての性格が大きく広がるということで、副委員長が言われるように、かなり絞り込まないと、やれる日程だって知れてますもんね。だから、そこらをぜひ整理していただきたい。

星原副委員長 だから、委員長とも協議する中で、どういう持っていく方をするのかというのを、成長産業だけでもいろいろあるわけで、だから、委員会として皆さんがそれぞれ各会派がこうやって掲げたのをトータルで名前にしてしまったんで、その中でどう絞り、TPPでも、あるいは成長産業の中のフードビジネス、東アジアでも、下手すると海外まで行って調査しないとできないものなのかと。どこも同じ競争してると思うんですよ。47都道府県が同じような政策打ち上げて、多分いろんな形で6次産業とか、農商工連携とかというのは、言葉がずっと踊ってきたわけですから、最終的にはこういう形で、どの県も大体同じような国の政策の範囲に乗っかりながらやってると思うんですよ。

そういう流れの中で、宮崎としてこの特別委員会が果たす役割、最終的に、今誰か言われたように、最後の委員長報告の中で1年間の調査の中身をどういうふうに出して、そして次年度に、先ほど言ったように、フードビジネスが8年間ですかね、新エネルギーが10年間かな、そういう、そこに向けて、どういうふうに次の展開に向けて、我々が調査したことから予算配分とか、次年度からの執行部のいろんな政策に反映させていけるかと、そういうところまで考えると、非常に範囲が一つ一つでも広いなと。

だから、どこの辺までやるかというのをきよ

う協議してもらわんと、限られた時間の中でやっていく、その中でどこまでの成果が出るかというのを協議してもらわんと、なかなか進まんだらうと思って、そういうふうにして提案してるとこなんですけどね。

中野委員 フードビジネス、いろいろ今机上で計画をつくってますけど、立派な計画ができます。だけど、それを実施するのは、要はこれ民間企業です。そういう企業がどうあるかということとを2段階で考えてやる。だから、我々としてはフードビジネスの計画を見ながら、本当にこれで実態が動くかということと、フードビジネスの計画から実施までのどこをやるかというのを決めたらいいんじゃないですか。

右松委員 私も同様なんですが、8年間あるいは10年間で本当に成果が出るのかなと、本当に私は懸念を持っています。そういった中で、1年間で成果を出すということであれば、構想はわかりましたけど、年次的な具体的な施策をどういうふうに進進していくのか、目標設定も含めて、そこをもう少し突っ込んで出してもらって、それに対して我々がいろいろ議論していく中で方向づけを示していくということは必要なのかなと私は思っています。

中野委員 話聞いとったら、フードビジネスは2次産業まで、フードビジネスやるための機材機具、そこまで入れた話になってきてたでしょう。これは本当、製造業まで、2次産業まで入れて、これは本当取りとめがない。何もかんも入れて、本当総合産業です。これは、フードじゃない。

星原副委員長 フードビジネスで、行政が弱いところ、私は販路だと思えますよね。販路を今後どういうところに打っていくか、どういうところを活用するか、あるいは消費者はどういった

ものを求めているか。今までの流通制度が農家を育成してきたのかな。今回のこのフードビジネスは、生産から加工から製造、そして販売という、そういう一連のものを宮崎でやろうとすれば、最終的に一番困るのは売り先があるかどうかだと思えますよね。買ってくれる先がどういったものか。

だから、この委員会としては、生産は、宮崎県はもう農家が今までやってますよね。農協もやり、県も市町村も取り組んでいる、生産に向けてはですね。だから、一番取り組みが弱い部分の調査をして、こういうところはどういうふうにしていくのか。フードビジネスの部分なんか、そうやって一番弱そうな部分を、ここに5個掲げてあるんだけど、売り先がどういう状況なのかという、どっかに絞った形でしないと、全てを調査してというのはなかなか難しいのかなという気がしてるんですよね。

中野委員 このフードビジネス構想、平成21年が1兆2,586億、平成32年度が1兆5,000億、この数字は恐らく、今、景気がよくなれば、何もせんでも上がる数字。下手すると、そういうのを集めて、これだけ成果が出ましたという言い方になるから、逆にこの積み重ねの数字を最初に追っかけてもいいのかな。どういう業界の数字が積み上がってるかというのはね。これ本当に何もせんでも動きますよ。実態が動く計画ばかりでもこれは動いてくるからです。

新見委員 そもそも委員会の名称が成長産業という、本当に長期的な感じのものですよ。腰を据えてやらないといけないものと、TPPという極めて限られた時間の中で対応しないといけないものが一緒になってしまった委員会です。しかし、なってしまった以上は、先ほど鳥飼委員がおっしゃったように、まずはこの

ＴＰＰのほうの取り組みを、常に国の状況等もしっかり把握しながら、この委員会としても、その限られた状況の中で、新エネルギーにしる、フードビジネスにしる、ＴＰＰの状況を踏まえながら取り組まないといけない。だから、これは国からの情報等々は非常に大事になってくると思いますので、それに敏感に反応できるような体制をつくっておかないといけないという認識はあるんですけど、具体的にどうしろと言われると、なかなか難しいものがありますよね。

岩下委員長 各会派の御意見を尊重しながら、そしてこの特別委員会として皆さんの意向を酌みながらという、その中でこういった形に、かなり考えに考えた上での状況ができたわけですけども、各会派を尊重したというのがまずは一つですね。

坂口委員 さっきも言いましたように、受け身の部分と、それから能動的な部分、だから、数値目標を示したような成長産業とか、そういった類のものについては、もう県が示したわけですから、それをいかに具現化していくか、達成させるかということに一つ委員会として取り組む。

そして、ＴＰＰはさっきから言うように、全くの受け身で、今度はここが痛い目に遭うなと思ったら、その痛みの手だてをどう予測してやっていくかという、それに限られるわけですけど、その中で常任委員会として取り組めない部分だけに絞り込む作業でいいんじゃないかなと思うんですよ。

これテーマも何もかも全て幹事長会議を経て、委員会で合意してやってきたことだからですね。その中で特別委員会がやるべきこと。県政が掲げた数字を達成させるための取り組みと、それから今後起こるであろういろんなことを事前に

的確に予測しながら、その手だてを的確にまた県に求めていくという、その２つで絞り込むしかないんじゃないかと思うんですけどね。

岩下委員長 田口委員、何か御意見があるんじゃないでしょうか。お願いいたします。

田口委員 難しいですね、広過ぎて。うちは、だから、もともと成長産業ということで会派としては提案したところだったんですよ。そこに今こういう問題があって、ＴＰＰが出てきたもんですから、その時点からうちは広くなり過ぎるんじゃないですかということで、幹事長会議の中でももっと絞り込んだほうがいいんじゃないですかということは提案させてもらっていたわけですよ。案の定、ここにきて。

星原副委員長 幹事長会議で一応まとめた。あとは、この委員会がどういう調査をするか、最終的には活動する委員会の中で決めれば、それは別にいいと思うんですけど。ただ、範囲がどこまでやっていいかというのがある。ＴＰＰの場合は、先ほどから出ている受け身ですよ、実際言うてね。方向が決まって、だから、国益で見たとき、国全体で見たときと宮崎県との比較で、宮崎県にとってはマイナス、国全体としてはプラスかもしれないという見方になる部分とあって、ＴＰＰがもう我々は反対だから、御破算になれば別に問題ないんだけど、決まった場合に、宮崎に与えられる影響が、こういう影響が出るというんなら、それに向けて、それを少しでも、その影響を少なくするためにはどうするのかというような部分で何か調査していくのか、その影響との割合をどうしたらいいのかという、そういうことならできるかもしれないけど、その方向が決まらんのになかなか調査も、情報収集だけはインターネットでも何でもとろうと思えばできると思うんで、あるいは情

報を地元国会議員からでもいろんな情報はですね。ただ、委員会として、だから、何をどういうふうな方向づけをしていくかということについては、なかなかそこら辺は決まらんと難しいような気がするものですからね。

岩下委員長 函師委員、何か御意見、新エネルギー関係も入っておるようでございますが、何か御意見をお願いします。

函師委員 最初の発言のとおりなんです、このＴＰＰに関しては、タイムスケジュールももうおおむね出ておりますので、この特別委員会の活動としても、この7月の交渉参加が決定する前に、ある程度ＴＰＰの調査というのは重点的にやって、また、7月以降、9月の交渉会合でどのような内容になるのかというのを捉まえながら、流れるならまた、次の調査項目に重点を置いてもいいし、そのままＴＰＰがこの重点項目も無視したまま進むのであれば、逆に県の農業を守るためにはどういう政策を、また、補助をつくってもら、引っ張ってくるというような活動も必要かと思っております。7月の参加交渉、参加決定がどうなるかまでというのはＴＰＰ重点で、また、その後の活動は、鳥飼委員も言われましたけれども、付随的になるかもしれませんが、エネルギーにしてもフードビジネスにしても、2つ目、3つ目の活動にならざるを得ないのかなという気はしておりますが。

岩下委員長 ありがとうございます。

鳥飼委員 基本的には今の議論を踏まえて、正副委員長で進めていただければいいのかなと思うんですけども、私は、もう一遍申し上げますと、ＴＰＰでどうなるかというの一つありますけど、6月ごろに安倍政権が成長戦略を発表しますよね。恐らくその中に医療とか、環境とかというのがちらほら上がってきてますので、

そういうものとか、エネルギー問題とかいうのが上がってくるのではないかなというふうに思ってるんですね。

ですから、基本的には、先ほど申し上げたのと同じで、ＴＰＰに加入するしないは別にしても、もし加入した場合はという問題点にどう対応していくのかということも含めて、この2つの課題もこの委員会の中へ上がってくるとすれば、議論をしていけば、私は宮崎県としての対応策というか、どこをどう頑張ればいいんだというのは、ある程度出てくるんじゃないかなという気はするんですけどね。

緒嶋委員 フードビジネスは、行政と我々がやるんじゃなくて、さっきも出たけど、民間の皆さんがフードビジネスに対してどういう取り組みが必要と思うかという、民間の人たちを対象にできるだけしたような中で、我々としては、そういうことであれば、行政もこれはこうあるべきじゃないかという、どっちかといえば、我々は民間を重点に勉強の対象にして、その中から新たなフードビジネスの将来展望を行政、執行部に対してどうあるべきじゃないか、民間はこう考えておるが、そういう意見は反映されるのかどうかというような、我々の視点を行政との、執行部との取り扱いよりも、民間との我々の接点の中で課題を見つけ、また課題解決に進むという方向のほうがいいんじゃないかなという気がするんですけどね、我々特別委員会としては、それは、常任委員会では、もう行政とのやりとりが中心であるので、違いを出していったほうがいい。

岩下委員長 ありがとうございます。お聞きしますが、1番目の設置目的のその表現ですけども、成長産業及びＴＰＰに関する所要の調査活動を行うことを目的とする。これは、皆

さんの御意見を踏まえた上で、この目的でよろしいですね。

あと、調査事項なんですけれども、フードビジネスの展開と取組に関する事、その中身の中で、民間人のそういった対応とか。

緒嶋委員 できるだけそれを中心的にやって、その中から課題を我々が逆に執行部に提案するというような形がいいんじゃないか。我々と行政だけでやるんじゃないで。

岩下委員長 民間人も交えてですね。

緒嶋委員 意見を聞いて、民間のノウハウとか、考え方を、それを行政に反映させるような、我々が特別委員会に持って行くのがいいんじゃないかというような気がするけど。

岩下委員長 それと、TPP協定の県への影響とその対策に関する事というのは、これは御意見を踏まえた上で調査するという事でよろしいでしょうか。

新エネルギーの利活用というのは、これは利活用を核として調査するという事になるんでしょうか。いかがでしょうか。新エネルギーの利活用による産業振興に関する事ということで2番目に上がってるんですけど、これはどのように取り計らったらいいかと思いますが。

緒嶋委員 利活用する前に新エネルギーが普及しなきゃ利活用にはならんわけよ。だから、太陽光とか、小水力とか、バイオマスとかをどう推進するかということが進んできた後で利活用になってくるってわけや。だから、そういうものの新エネルギーをどう、成長させる中で利活用するかというふうにと、利活用しましょうと言っても、そういう新エネルギーが大きくなると利活用にならんわけじゃ。

星原副委員長 その辺は、多分こういった課題があるのかということ、太陽光については

こういった課題が、普及させる意味ではこういった課題、そのほかのバイオマスとか、いろんなそういうものにこういった課題があるのかって、これだけでも一つ一つ調べていくのでも結構また調査の中身は範囲があると思うんですよ。

中野委員 それと、この新エネルギーは、電気に特化して言えば、九電との絡みがあるじゃないですか。つくったら何でもオーケーですよという話じゃない。そこ辺も含めて、今はもうソーラーだってある程度きとるし、そこ辺の問題点。

星原副委員長 それは、だから、売電の部分でも、42円が三十何円に変わると、慌ててみんな今やったりして。

中野委員 つくりますと言うけど、簡単に買ってくれないのが問題点。

星原副委員長 広げられるのかどうかということ。

岩下委員長 3月で一旦締めて、3月で42円で買い取ると。それ以降は32円ということでやってましたよね。3月末が一応一旦締め切りだと言ったんですけども、その段階で、九電とか、国の判断で、例えば2億なら2億ぐらいの予算の中で太陽光発電を計画してたんですけども、3分の1程度だったら認めますということで最初はなってたんですよ。次情報が入ったのは、来年度まで受け付けますと。それで、3分の1と言ったけども、全部を認可しますというようなくあいに変化してがらっと変わるんですよ。

中野委員 だから、そういうのを含めて、今後、新エネルギーつくったって、どうやって使うかということ、九電を通さんと使えんわけやろう。そんな仕組みの話も要るのじゃないかな。ただ、ここはやたらにビジョンではつくるつくと、これ言ってるだけでね。

鳥飼委員 今、議論されてるのが、どうなるかわかんけど、発送電分離とかいろいろあるわけですね。一方ではそれがあるし、今、買取制度はもうスタートしてるわけですから、それを宮崎県の人たちが食っていける手段にできないかどうかというような思いが私はあるんですけど、ですから、書く部分にはこういう感じでもういいんじゃないかなと。あとは正副委員長が、調査を進める方針を立てる上で、そういう議論があったということも踏まえて、調査活動とかそういうのを決めていっていただければいいんじゃないかな。

岩下委員長 新エネルギーの利活用によるものを入れていきますか、それとも新エネルギーによる産業振興に関することというわけで、利活用の文言を除くわけですけども、それを踏まえた上でということで、利活用を一応この文言の中から外すというのはいかがですか。

緒嶋委員 提案してきた会派はどこ。

図師委員 我々の会派の中でも、今中野委員が言われたような問題点が今後ますます大きくなるだろうと。県がこういうエネルギービジョンを前倒しでつくったにもかかわらず、国のエネルギー政策、エネルギーミックス論がまた見直しになって、また原発の再利用が進んでくるようなことがあったりすれば、今委員長も言われるような買取価格がまたどうなるかも不透明ですし、そういうものが、県が進めてるこの新エネルギーの政策と国との整合性がずれ始めると。そのずれがまた大きくなるんじゃないかというところの調査をしていってはどうかという話が会派内では出たところでした。

岩下委員長 ありがとうございます。調査事項のほうですけども、この1から4番まで、これはこれで、もう文言としては一応これを採用

という形の中でよろしいでしょうか。中身については、今御協議いただいたことで踏まえていくということで。

それともう一つ、4番目ですが、海外戦略の取り組みに関すること。当然フードビジネスとか、東アジア戦略というのが出てきてますけども（「TPPもそうですよ」と呼ぶ者あり）これを踏まえてこの4項目ということで、あとは調整をさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 次に、協議事項（2）の委員会の調査活動方針・計画についてでございます。

活動方針につきましては、「資料1」の3のとおりでございます。

活動計画につきましては、「資料2」をごらんください。これにつきましては、議会日程や委員長会議の結果を考慮して、調査活動計画（案）をしておりますが、日程に関連する事項で御報告があります。

この中で、8月27日から28日にかけて計画している県南調査に関連して、先日、執行部より、県南調査と重複する8月26日から29日の日程で、知事をトップとする訪問団による、県香港事務所の開所式と香港での物産・観光のPRレセプション等が実施される予定であるとの報告を受けました。このことを踏まえまして、活動計画案につきまして何か御意見がありましたらお願いいたします。県南地区の視察と香港の事務所の開所式がダブっておるものですから、その日程の変更とか、そういったことであります。書記のほうからその資料を、よろしいでしょうか。

松浦書記 今、委員長がおっしゃいましたように、行事の重複があるということで、この場で、既に予定案に入っております県南調査の日程を変更するかしらないかということをお協議い

ただくということであれば、この日程であれば議会としてのスケジュールは入ってないという資料を用意しておりますので、それを見ていただいて、また御検討いただけたらと思います。資料を配らせていただきます。

岩下委員長 ですから、この委員の中で、いろんな担当役をされてる方もいらっしゃるんですから、この特別委員会とダブってでも香港にも行かなきゃならんという方も出てくるんじゃないかというところですね。（「香港に行きたい人がかなりおれば、変えんとなしあないんじゃないと、それは」と呼ぶ者あり）

右松委員 商工建設はどうかわかりませんが、香港に行くのであれば、県南調査は県南調査でやったほうがいいと思うんですよね。

坂口委員 その前に、まず香港に行くのに行かないのかを聞いて、行かなければもう、これは最優先事項ですから、県南調査というのは。これはもう我々の義務ですから。海外は、やるかやらないかは、これはまたそのときの状況で決めていくわけやから、まず行くか行かないかで、行く必要があるとなったときは、この日しかありませんか、この日以外でもいいんですかということからやっていかないと。それが先。

岩下委員長 山下委員、何か御意見ございませんか。

山下委員 いいや。

岩下委員長 この日程案、県南地区の日程案のほうで実施してよろしいでしょうか。（「いやいや、そうじゃない」と呼ぶものあり）違いますか、行かれるということですか。（「行く必要があるかないかということ。視察として行くわけでしょう」と呼ぶものあり）特別委員会としてという意味ですか。（「いやいや、それはわからんですよ。どういう説明されてるのか」と呼

ぶ者あり）

田口委員 さっきさざりと言われたんで、26日からの香港のスケジュールをもうちょっと詳しく教えてください。

松浦書記 行事がダブっております執行部の行事について御説明いたします。

主な内容としましては、県の香港事務所のオープニングセレモニーがあるということで、知事をトップとし、JAの経済連の関係の方々とかが入った訪問団を結成しまして、今のところチャーター便を飛ばす予定というふうに聞いてるんですけれども、そういった形の宮崎県訪問団です。日程としましては8月26日月曜日から29日木曜日までの予定です。行き帰りとも今のところチャーター便を予定してるということです。

それで、議会に対しましては、今のところ正副議長に御案内するような形になってるということでもあります。

岩下委員長 書記からの説明は以上です。

星原副委員長 今説明あったとおりで、チャーター便を飛ばすということらしいんですね。そうすると、多分百五、六十名の、通常の機種でいけばそれぐらいじゃないかな。こういうふうになったときに、要するに県内から経済界やいろんな団体も多分ひっくるめて行く、チャーターして行くということになれば、それを多分いろんなところをお願いやらいろいろ行くんだらうというふうに思います。

ただ、我々のこの特別委員会が、だから、フードビジネス関連とか、東アジア戦略関連とか、いろんな意味で、この香港の調査、要するに事務所の開設もなんですが、いろんなそういう状況調査に行くか行かないかなんですよね。この委員会としても、そのチャーター便を利用するのに、人が集まれば別に関係ないと思いますが、

もし集まらないようであれば、多少そういうのに乗っかっていって、宮崎県の心意気ちゅうか、そういう流れを見せるのも、一つには向こうに対する影響もあるのかなということがあって。要はこの委員会として、だから、関連するかしないかと。まず、この期間のときに、県内の調査とどっちをとったらいいかということで。だから、実際は、委員長が言うように、これに行くか行かんかをやって、ここのメンバーが行かなければ、もう今までどおりの計画の日程で県内調査をすればいいだけの話なんです。その辺の意見を聞いてから決めないかなだろうということで、きょうここに持ち出しただけで。

坂口委員 セレモニーと何があるんですか。今予定は。

松浦書記 今わかっておりますのが、県の香港事務所のオープニングセレモニーとJ A経済連香港事務所との合同プロモーションと香港でのトップセールスと、あと香港市場の調査などが今のところの予定ということで、まだ詳しい内容については確定はしていないということです。（「まだ細かくは決まってないんですよ」と呼ぶ者あり）

岩下委員長 ただ、日程だけが今のところ決まってるということですけど。

坂口委員 他の委員会と比較してどうなのかというのが一つと、それから空席が出るから、議員の皆さんどうですかというんだったら、また全議員にやってそれから決めていかないと、ここは最優先すべきはとにかく調査活動ですよ。まず、この最優先すべきもの以上に優先すべき課題かどうかというのを整理しないと、今の説明じゃそこのところがわからん。

岩下委員長 ですから、まず執行部のほうから説明があったのは、とにかく議長のほうには

要請をしておりますと。あとの中身についてはまだ詳しく決まっておられませんと、これから。ただ、日にちが重なってるもんですから。いかがですか、香港に行かれるというのは、幾らか希望される方はいらっしゃるのでしょうか。

鳥飼委員 ほかの委員会にもこんな話出てるんですかね。（「商工は出てみたいですよ」と呼ぶ者あり）

松浦書記 3つの特別委員会の県内調査の日程に重複してるスケジュールになっておりますので、全ての特別委員会の委員長に御説明してあります。それぞれの委員会でお諮りして、スケジュールについては変更されるのか、もうされないのかというのは御協議されていることと思います。

鳥飼委員 そしたら、幹事長会議かなんかでもんでもらって、それで統一的にやったほうがいいことはないでしょうかね。

星原副委員長 もう一点、もうここまでできましたので話しますと、事務局にそういう、この委員会としての予算的なものですよ、あるのかと聞いたら、ことしの予算ではまだ組まれてないんですよ。現実にこの委員会で行くだけの予算がなかなか厳しいんで、私は厳しいのかなと思う。だから、総務課のほうに言ったのは、執行部のほうで東アジアの経済交流戦略とか、フードビジネスとか、いろんなことを政策出してきたとなったら、議会が調査に行くかもしれんから、少しぐらい予算を見とかないと、予算なしでは何も動けんじゃないかという話はしたところなんですけど。

だから、ことしの場合、個人で行ければ別として、この委員会としてで行くというのは厳しいのかな。予算的なものが組まれておりませんので、最終的に言えば厳しいのかな。あとは

個人で行く人がいた場合に重なってしまうから、それをどうするかの形の判断をしてもらえればいいのかなと。

岩下委員長 まとめたいと思うんですが、原則として、この活動計画を御承認いただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 ありがとうございます。それでは、この案のとおり、今後1年間の調査活動を実施していくことにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

緒嶋委員 我々の成長産業いろいろあるわけで、必要があれば、このとおりだけど、臨機応変というか、もう一回勉強せないかんじゃないかというときが来るおそれもあるから、そういう柔軟性も必要な面もあるんじゃないかと思うから、あとは委員長、副委員長に一任だけど、このとおりということだけではどうかなという気がします。TPPにしても後がどうなるかわからんし、結論が出た場合には、もっと鋭意我々もいろいろと対策を考えんといかんこともあり得るだろうからね。

岩下委員長 御意見ありがとうございました。あと柔軟性を持たせる必要があるということで、正副委員長に御一任いただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 ありがとうございます。

次に、協議事項の(3)の県内調査についてでございます。

再び「資料2」をごらんください。先ほど決定しました調査事項を踏まえまして、県北調査、

県南調査の調査先につきまして、御意見等がございましたらお願いいたします。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 よろしいですか。御意見や御要望がないようですので、県内調査先の選定につきましては、正副委員長に御一任をいただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 それでは、正副委員長で準備を進めさせていただきます。

次に、先ほど協議いただきました調査事項を踏まえまして、次回の委員会での執行部への説明資料要求について、何か御意見や御要望はございませんか。

鳥飼委員 私は、各関連をする部分、報告するところがあるかどうかは別にして、農業とか、そういう、それ以外にもTPPの問題で21項目あるわけですから、そういう対策をとっているところがあれば報告をしてもらったほうがいいと思いますけど。恐らく対策とってないと思いますけどね。

岩下委員長 ありがとうございます。ほかにもございませんか。資料関係で何か必要なものはありませんか。

緒嶋委員 それと、1つは、九電なんかの電気政策というか、今後いろいろな買取制度を含めて、九電としての、それは九電は会社としての考え方があるだろうと思うけど、1回、どういう考えを持ち、どのような将来的な展望、それは発送電分離とかいろいろあるから、それは反対ということはわかってるけど、そういうことを含めて、九電の今の行き方を1回我々が勉強する必要があるんじゃない、どう考えてるのかという、将来的には。そこ辺が1回、特別

委員会のときにですね、1回、支店の幹部を呼んでから聞いてみたらどげんかな。建前しか言わんだろうけどよ。ただ、会社は会社としてどう考えておるかということをお我々は知っておく必要があると思うんですね。会社が言うことが正しいとか、正しくないとかということは別として、会社がどう考えておるのかというのは、我々が直接聞くことが必要じゃないかと、勉強のために。向こうは自分の都合のいいことをもちろん言うだろうけど、どういう都合のいいことを言うかも聞くことが必要じゃないかという気がするとですけどね。我々はそれに反論もしていいわけじゃ。

岩下委員長 九電の考え方も知りたいということでございます。ほかにございせんか。

星原副委員長 できれば、さっき出た、民間の人たちの積極的にいろんな意見を聞いて、それを受けて執行部あたりにどうだというような形のものを取り上げていかないかんですね。

鳥飼委員 おひさま共和国とか、そういう自然エネルギーを推進する民間の団体があるんですよ。だから、そういうところも聞くといいかもしれないですね。

緒嶋委員 いろいろな意見を聞くことが必要だと思うんですね。

星原副委員長 民間の情報を収集して執行部にくっつけていく。

緒嶋委員 そうそう、それが我々の仕事じゃないかと思う。

岩下委員長 それでは、皆様の御意見などを参考にいたしまして、次回の委員会の説明資料等を要求したいと存じます。

最後になりますが、協議事項(5)のその他でございますが、委員の皆様から何かございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、「資料2」のほう、ただいまいろいろ御意見をいただきましたけども、調査活動計画(案)でございますが、御了承いただきましたけども、この日程で一応決まっておりますけれども、この中で、九電のお話とか、民間人の話を伺うという形になってくると、この計画の中でいいのかどうか、あとまた足してするののかどうかというのはいかがでしょうか。正副委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 ありがとうございます。では、そのようにしたいと思います。

次に、次回の委員会は、6月定例会中、6月21日金曜、午前10時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時59分閉会